

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年12月17日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時31分 散会

付託事件

議案第113号、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第118号、議案第123号、議案第125号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第113号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第114号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第115号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第116号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第118号 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第123号 指定管理者の指定について（児童遊園）
- ⑦ 議案第125号 市道路線の認定及び廃止について

2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
建設部長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君

河川都市排水課長	大	山	裕	己	君	建築課長	大	和	田	聡	君
土木補修事務所長	川	又	弘	一	君						
都市計画部長	加	藤	久	人	君	都市計画部技監兼公園緑地課長	上	田	航	君	
都市計画部技監兼市街地整備課長	木	村		勤	君	都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長	大	和	直	文	君
都市計画課長	平	澤	俊	之	君	建築指導課長	井	原	孝	志	君
住宅政策課長	砂	川	和	敏	君						
上下水道事業管理者	荒	井		幸	君						
水道部長	伊	藤	俊	夫	君	水道部参事兼水道総務課長	関	谷	勇	君	
水道部参事兼経理課長	梶	山		哲	君	水道部技監兼給水課長	梶	山	学	君	
水道整備課長	杉	山	健	一	君	浄水管理事務所長	島		孝	夫	君
下水道部長	坏		貴	之	君	下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君
下水道整備課長	小	田	博	之	君	集落排水課長	久	木	崎	隆	君
下水道施設管理事務所長	渡	邊	基	弘	君						

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱	島	卓	也	君	書記	昆	節	夫	君
--------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第113号ほか6件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第113号ほか6件を一括議題とした
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、付託議案については、一通りの質疑を昨日行いましたので、これより各議案について、御意見
等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第113号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例について、御意見等がありましたらお願いをいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第113号について反対をいたします。

この議案は常磐元山地区の借楽園表門などがあるB地区において、これまでは第一種低層住居専用地域と
して閑静な住環境を保全するために、店舗や事務所の建設が規制されておりました。

ところが、今年6月の都市計画審議会で第一種住居地域に用途地域を変更して、建物規制を緩和いたしま
した。その結果、B地区では店舗、食堂、事務所などの建設が認められるようになりました。さらにB地区
の岩間街道に面した地域はさらに規制が緩和される第二種住居地域に指定されました。

もともとこの地域は借楽園周辺の閑静な住宅地で、マンション建設が計画されたときも、地域の住民が住
環境を守ると立ち上がってマンション建設が中止になったと、その建設予定地は水戸市が買い取ったと、住
環境を守ったという地域でありますので、私は今年2月の建設企業委員会でもこの用途地域の変更について
は反対をしておりますので、住環境を守るためにもこの条例改正に反対いたします。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第113号について採決します。

議案第113号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 挙手多数であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私は、議案第114号について賛成をいたします。

この条例改正は、市街化調整区域において、水害や土砂崩れなどがあつた地域を今回は条例改正でエリア指定の地域から除外するということですが、エリア指定から除外された地域は202軒の家屋がありますが、引き続き、増築や建て替えもできるということでありました。今後、この地域の住民の安全のためにも水害を防ぐ堤防の建設、または土砂災害の工事が行われますよう要望いたします。

それから、文言指定の地域についてなんですけれども、これまでは文言で指定された地域を明確にしたということでありました。そういう点では、このことによって住環境が守られるということで、ぜひ進めていただきたいということで、賛成をいたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 私も賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

昨日と重複するんですけれども、今回、文言指定から道路の区間の明示ということで、初めてのことでありますので、このA3の地図を見させていただきまして、地図というのはやっぱり凡例を見て、その地図がどういうものかというのが分かりますので、ぜひともこの凡例のところについては詳しく分かりやすく書いていただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 まず、議案第114号に関しましては賛成の立場で、今後において、やはりこの低地部についての問題等においては当委員会が主たるべき部分に当たるかなと思います。今後において、いろいろと問題が生じた場合においては、ぜひとも皆様方の知恵あるお力をいただいて解決していきたいと、こう思っております。

以上、それを要望いたしまして、今回は賛成の立場で以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第114号について採決いたします。

議案第114号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第115号については賛成をいたします。

これは民間による住宅団地の造成で児童遊園が7か所できたということで、これは水戸市の帰属になるということであります。昨日の委員会でも要望いたしました、古くなった児童遊園の更新の予算は、児童公園のように計上されていないということでありますので、今後も子どもの命の安全のためにも、遊具の更新のための予算をぜひ児童遊園でも計上していただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第115号について採決します。

議案第115号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いをいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私は、議案第116号について賛成をいたします。

これは63年たった市営新原住宅を廃止するということであります。入居者は全員、別のアパートに転居したということでありますので、廃止はやむを得ないと思います。

同時に、市営住宅は市民の皆さんの利便を図る施設でありますので、市営砂久保住宅と同じように、市営新原住宅を別の地域にまた同じ戸数を建てるようなことで、ぜひ、建設を今後も進めていただきたいと思えます。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第116号について採決いたします。

議案第116号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いをいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第118号について賛成をいたします。

今回の条例改正によって、水戸市の給水人口は31万7,100人としていたのを27万人にいたしました。1日最大給水量も16万5,310立方メートルから11万3,100立方メートルに減らすということで、これまで実態に合わなかった課題が、この人口や給水量を是正したということについては評価したいということで賛成をしたいと思います。

しかしですね、今回減らしたことによっても、1日最大給水量は4万4,800人分が余るということがありますので、今回の条例改正では実態により近づきましたが、まだ大きな乖離があるということで、実態に合った条例に改正することをさらに求めていきたいと思います。

そして、問題は4万4,800人分が余っているにもかかわらず、水戸市が全国一高い水道料を支払う受水を今後も行うということを表明しておりますので、年間1億3,000万円を支払っている、こういう税金の無駄遣いをやめるということで、ぜひですね、受水を中止していただきたいと、そして、受水を中止して、その分水道料金の値下げに充ててもらいたいということでもあります。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第118号について採決します。

議案第118号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、御意見等がありましたらお願いをいたします。

松本委員。

○松本委員 昨日も建設部のほうにちょっと聞いたんだけど、法律と条例というのはどちらが優先されるのかと、水戸市として。

この児童遊園は、要するに順序として市道認定の前になっていますよね。その辺、法律と条例というのはどちらが優先されるのかと、説明をいただきたいなと思います。法律があって条例、普通はそうだと思うんだよね。国の法律に従って、水戸市のほうではいろいろ条例を決めていくんだろうと思うんだけど、どっちでもいいんだけど、その考え方だけ、誰か答弁できる人いますか。

○綿引委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 ただいまの御質問にお答えしますが、法律と条例どっちが優先だということではありませんけれども、条例そのものが法律のバックボーンがあって初めてできるものがございますから、法律に規定があって、初めて条例がつけられるということがございますので、まず法律なんですね。結局、条例というのは法律からの逸脱は認められておりませんから、法律が優先で、条例があるというようなことがございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そしたら法律が上ということになるわけですね。

〔「法律が優先です」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 そうすると、今回の児童遊園条例は、開発行為によつての条例改正ですよ、これはね。そういうことになるんでしょう。

そうすると、市道認定というのは、これは法律。そうしたら、条例を先にやっちゃって、後から法律のほうになっちゃっている。今回の審議の順序がこの式次第がどうなのかなと、ちょっと私思ったので、この辺の審議の順序、順番、それがどんなものが本当は正しいのか。今回の正しいのなら正しくてもいいですよ。

○綿引委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 議案の番号を含む順番ですけれども、通常、条例ですと、行政順に振っているということでございます。

同じ議会にかかっている条例等でございますので、これは基本的に同じ議会で、最後に同時に議決をされるわけですので、どちらが先、後というのは、番号はついてはいますけれども、それによって法律が上だから上ですよとか、そういうことではないのです。

基本的に、予算であれば、費目順になりますし、あとは、専決処分と議決をいただく補正予算の関係であれば、議決をいただく補正予算が先ですし、専決処分したものは後というふうに、日付は専決処分したものが早いですけれども、そういう順番に並べているという。

〔「予算に関しては分かるよ」と呼ぶ者あり〕

○秋葉副市長 条例については基本的には行政順に並んでいるということですね。

今回の目次を見ても分かるんですけれども、行政順に並んでおります。例えば、議案書①の目次を見ていただくと、目次の2ページ目は手数料条例が一番上に来ていると思うんですけれども、基本的に歳入に伴う条例が一番最初に来て、その後、歳出とか購入財産の関係の条例等について、結局は行政順に並んでくるということになるんですね。総務関係、教育関係が並んで、ということになります。ですから、一定のルールはあるんですけれども、法律が上だから、条例が下だからということで並べているものではないですね。今までの提案の順番のつけ方の慣例に倣って並べているということでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そしたらさ、この議案書の第1ページのこれ総務環境委員会なんだろうけれども、要するに、連携中枢都市圏についての締結の議案が上であって、廃止の条例が下になっているわけですよ。この順番もこれでいいの。条例が先だったら廃止の条例が先で、その後、今度はその締結のほうが次になるとか、違うんですか、これは所管外だけれども。当委員会としても、この児童遊園が先で、市道認定が後だ、児童遊園は条例だと、市道認定は国の法律だと。今こういうお話でしょう。違うけ。だから、私はどっちが優先なんでしょうかと聞いたんです。

私は、国の法律のほう为上だと思います。その国の法律に従って条例というのができている。条例というのは水戸市独自の法律ですから、国の法律のほう为上になるのとは違うんですか。

これは、これ以上やっても無理かな。要するに順番の問題。審議視点が。どっちが先なのかなと思ったもので。だから、条例と法律というのはどっちが優先されるのかなと思ったんです。

[発言する者あり]

○綿引委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 法律の中でも並べ替えるのかとなっちゃいますので、あくまでもこれは市役所の中の慣例で、並べ方というのは大体決まっているというふうに解釈していただければいいと思うんですけども。

[「はい了解」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第123号について採決いたします。

議案第123号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号 市道路線の認定及び廃止について、御意見等がありましたらお願いをいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第125号について採決します。

議案第125号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第113号ほか6件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りをいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 昨日の質疑等も加えて作成してまいりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、執行部からの報告事項以外に関する各委員の発言を事前通告制にすることについてを議題といたします。

本件につきましては、委員の皆様の御意見を踏まえまして、正副委員長におきまして検討をさせていただきました。今お配りをしている資料のとおりでございます。

お諮りをさせていただきます。本件につきましては、委員会運営の効率を図る観点から、事前通告制を採用してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 私はこの常任委員会における事前通告制については、反対をしたいと思います。

私の調べた範囲では、県内の各市議会、市町村議会を調べましたが、事前に通告しなければ発言できない

というところはありませんでした。茨城県議会にもお聞きしましたらば、事前通告はないということでありました。

私は事前に通告しなければ発言できないということになると、結局これは委員の発言を規制して抑制するということになりまして、議員は市民の願いを市政に届け、市政をきちんとチェックする、監視する役目がありますから、これを妨げるということになるのではないかと。そして、水戸市議会でも昨日行われた新市民会館の特別委員会とか、その他の特別委員会も事前に通告しなければ発言できないということはありません。

したがって、私はこの建設企業委員会での発言を事前に通告をしていくということは、これはやっぱり議会制民主主義に反するということなので、私は反対したいと思います。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 私はこの通告制に対して賛成の立場で、過日、私のほうから提案をさせていただきました。

その日になって、その他の項で突然質問されても、執行側のほうが資料がないとか、あるいは突然言われても執行部が困るだろうと、こう私は思うんです。ですから、事前に通告しておけば、それなりの資料とか知識を得て、ここに執行部の皆さんが出席されるだろう。そうすることによって、同じその他の項であっても、より中身の濃い審議ができるだろうと。中身の濃い答弁ももらえるだろうというふうな立場から、水戸でも総務環境委員会はやっていると思っています。あとの3つの常任委員会はやってはいないと思っていますけれども、建設企業委員会は特にですね、その他の項がたくさんあります。皆さんがそれぞれ地域から頼まれてくることなど、その他の項に関しては結構多いかというふうに思っております。

ですから、そのためにはここに書かれているように、前日の午後5時までに事務局のほうに通告しておけば、事務局のほうからそれぞれの担当の所管のほうに連絡が行くだろうというふうに思っていますので、私は賛成の立場です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 ただいまの松本委員からの議案以外についてのいわゆるその他の項、これについては当然松本委員が言われることは大いにありかなと思います。

ただし、その他というと、同じ建設企業委員会の中でも多様な意見であったり、いろいろ出てまいると思うんですよ。質問であったり。だから、ここに書いてあるとおり、口頭での通告でもあるし、締切りの時間は取られているけれども、今中庭委員が反対されましたけれども、重要なときは関連する所管の執行部の皆さんにお話しして、通常どおりであろうかなと思うし、この件に関しては賛成の立場で今後も委員会がスムーズに進行できるよう、委員長を筆頭にして、そして執行部、そして私どもとさらなる協議ができればなと、こう思って賛成の立場で御意見を申し上げます。

以上です。

○綿引委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、改めてお諮りを……

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今ね、事前に通告しなければ、きちんとした答弁がもらえないということを言いましたけれども、そんなことはないと思うんです。

だから、事前に通告しなくても、やっぱりその委員会の中で自分が考えたことについて、市民の皆さんの意見を反映するという点について答えられないと言ったら、それは執行部としての役割を果たさないとと思うんです。詳しいことが分からない場合は後日ですね、また、委員会の中で言えばいいのであって、そういう点では何ら問題ないと。問題は結局、この事前通告制というのは発言の規制になっちゃうというところが一番のポイントなんです。

だから、全国でもやっているところはほとんどないですよ。水戸市議会でも総務環境委員会しかやっていない。あとはそういうことはないということなので、私はそういう点で事前通告制を取り入れるということとはすべきでないというふうに思いますので、これまでどおりのやり方をしていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 改めて、お諮りをさせていただきます。お配りの資料のとおり、皆様の御意見を踏まえまして、事前通告制を採用してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、本件の取扱いにつきましては、次回の委員会からとしたいと思いますので、御承知おきをお願いいたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、次回の委員会についてお知らせをいたします。

次回の委員会は、明年1月7日金曜日、午後1時30分から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時31分 散会